

## 白石町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

訓令乙第3号

(趣旨)

第1条 町長は、婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活の経済的な負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、住居費及び引越費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、白石町補助金等交付規則(平成17年白石町規則第45号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯をいう。
- (2) 住居費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻を機に夫若しくは妻又は夫婦共同名義で新たに白石町内(以下「町内」という。)に住宅を取得し、又は町内に住宅を賃貸する契約を締結したもので、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)及び仲介手数料を対象とする。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費をいう。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき費用、倉庫又は車庫等の設置に係る費用、外構工事等に係る費用及び家電の購入又は設置に係る費用は除く。
- (4) 引越費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻を機に町内への転入又は町内での転居に伴い、引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) 継続補助対象世帯 前年度に当該補助金の交付を受けた世帯であって、その受給額が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達していない世帯を

いう。

- (6) 世帯所得 夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合にあっては離職した者については所得がないものとして算出した金額、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）をいう。

(交付金対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、新婚世帯又は継続補助対象世帯であつて次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が町内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において町税等の滞納がないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯は除く。
- (6) 補助金の交付を受けた日から、夫婦ともに2年以上町内に定住する意思があること。
- (7) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、白石町暴力団排除条例（平成24年白石町条例第3号）第2条第2号から第4号に規定する者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費用、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、次の各号に定める額を補助上限額とする。

- (1) 新婚世帯のうち、世帯所得が400万円未満及び夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円を上限とする。
- (2) 新婚世帯のうち、世帯所得が400万円未満及び夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の場合は30万円を上限額とする。
- (3) 新婚世帯のうち、世帯所得が400万円以上及び夫婦ともに婚姻日にお

ける年齢が39歳以下の場合は20万円を上限額とする。

(4) 継続補助対象世帯については、前年度における補助上限額から前年度の補助金交付済額を控除した額を上限とする。ただし、リフォーム費用は補助対象外とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に夫婦のいずれかが支払った住居費用、リフォーム費用及び引越費用とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 夫婦の直近の所得証明書
- (4) 世帯全員の町税等の滞納のない証明書
- (5) (住宅取得費の場合) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) (住宅賃貸費の場合) 住宅の賃貸契約書の写し
- (7) (リフォーム費用の場合) リフォーム工事に係る契約書及び内訳書の写し
- (8) 住宅の取得費や賃料、リフォーム費用等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
- (9) (住居費申請の場合) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (10) (婚姻を機に離職した場合) 離職したことを証する書類の写し
- (11) (貸与型奨学金を返済している場合) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- (12) (引越費用申請の場合) 引越にかかる領収書等の写し
- (13) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続補助対象世帯については、白石町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に前項第8号に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に対し通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第5条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の支払いの可否を決定し、補助金変更承認通知書(様式第7号)又は補助金変更不承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金の振込先として指定できる金融機関は、以下に限るものとする。

- (1) 佐賀銀行
- (2) 佐賀共栄銀行
- (3) 佐賀県農業協同組合
- (4) 佐賀県漁業協同組合
- (5) 九州ひぜん信用金庫

(6) 佐賀西信用組合

(7) ゆうちょ銀行

3 町長は、第1項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができるものとする。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。